

単独処理浄化槽を使用している皆様へ 合併処理浄化槽への転換のお願い

単独処理浄化槽と合併処理浄化槽

単独処理浄化槽ではトイレ排水しか処理できないために洗面(洗濯)・浴室では洗剤などキッチンでは流しに流した残り汁などは全てそのまま側溝を通り川へ直接入ってしまいます。

比較!!

合併処理浄化槽では家庭で使用した水は全てキレイに処理して川へ入ります。

単独処理浄化槽の家の処理水

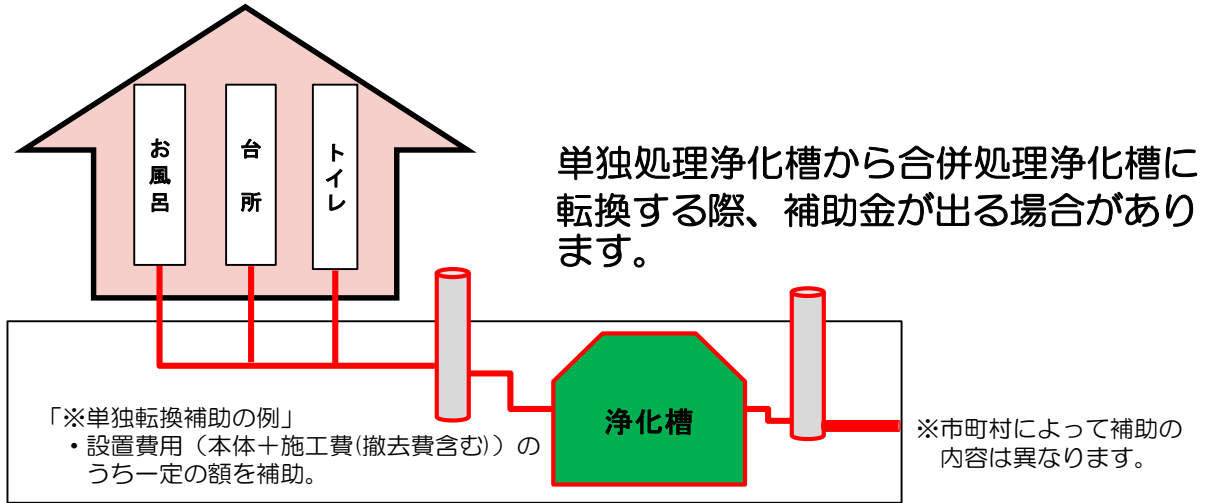


合併処理浄化槽の家の処理水



「浄化槽法の一部を改正する法律(令和2年4月施行)」に規定が追加されました。

そのまま放置すれば生活環境や公衆衛生上支障が生じるおそれのある緊急性の高い既存単独処理浄化槽について、都道府県知事が除却等の助言、指導、命令等を行うことができる。(附則第11条関係)



私たちが暮らして使った水をきれいにせず流すと・・・
身近な小川、水路の水を汚してしまいます。



不快なおい



白く濁る



洗剤で泡が立つ

**単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に切り替え、
身近な水をきれいにしましょう！**

単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から
合併処理浄化槽への転換設置には三条市の補助金があります

補助対象区域

下水道事業計画区域及び農業集落排水事業区域を除く市内全域

人槽	設置費 補助上限額	宅内配管工事 補助上限額	単独処理浄化槽撤去 補助上限額	くみ取り便槽撤去 補助上限額
5人槽	390,000円	300,000円	120,000円	90,000円
7人槽	474,000円			
10人槽	660,000円			

※ 三条市合併処理浄化槽設置補助金についてのお問合せは
三条市役所 市民部 環境課 環境衛生係 TEL:0256-34-5558 までどうぞ